

お知らせ

高梁川流域・旭川流域・吉井川流域 少雨の影響が深刻化！

高梁川水系渇水調整協議会（渇水調整会議）で、7月1日より取水制限が開始

協議会事務局の国土交通省岡山河川事務所 「渇水対策支部」 設置！！

本年3月以降続いている少雨により、県下全域で渇水被害が出始めている。高梁川流域においては6月23日時点で、上流ダム群の貯水率が近年の大渇水であった平成6年を下回り、さらに本日9時時点で8.8ポイント下回る34.7%まで低下している。

この状況を受けて、去る6月27日に開催された「高梁川渇水調整協議会」（会長：国土交通省岡山河川事務所長 浦上将人）において、7月1日から水道用水、工業用水、農業用水の取水制限を開始することを決定し、利水者等関係機関においても本格的な渇水対策に取り組むことになりました。

そこで国土交通省岡山河川事務所では、取水制限が始まることに鑑み、7月1日午前9時「岡山河川事務所渇水対策支部」を設置することとしました。今後も引き続き渇水調整、情報の収集・広報にあたり、関係機関と一層緊密な連携を図っていきます。

なお、渇水情報としては、6月21日より、事務所のWebサイト（<http://www.okakawa-mlit.go.jp/>）に平日午前9時現在の三水系の主要ダムの貯水状況を公表しています。

少雨は今後も続く傾向にあることから、流域住民の皆様方の節水へのご理解、ご協力をお願いします。

節水に心がけて、限りある水資源を大切に使いましょう！

お問合せ先

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所 TEL(086)223-5101 代表

工事施工管理官 池田 龍彦 (内線 510)

管理第一課長 三輪 雅夫 (内線 331)

岡山河川事務所 渇水対策支部設置について

中国地方建設局渇水対策業務運営要領による。(改正 平成 7年 3月 6日)

渇水対策支部を設置する理由

吉井川水系、旭川水系、高梁川水系において許可にかかる水利使用がきわめて困難となった場合又は、そのおそれがある場合。倉敷市、岡山市において、給水制限が実施された場合。

現在の取水状況は、吉井川水系 (6月 16日において、吉井川水位の低下により 100%の取水が困難となり実質 25%の取水制限となっている。又 6月 29日より農業用水を 30%取水制限を行うとしている。)旭川水系 (取水制限を 7月 4日～ 7月 10日間について、水道用水 10%、工業用水 10%、農業用水 30%)高梁川水系 (取水制限を 7月 1日～ 7月 7日間について、水道用水 10%、工業用水 10%、農業用水 30%)において、許可にかかわる水利使用が困難となっている。

上記状況より

高梁川水系が取水制限を開始する、7月 1日に対策支部を設置する。